

平成28年 第2回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会

日時 平成28年12月27日
午前10時00分
場所 やまなみ苑 会議室

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会 議長 上田昌孝
副議長 熊田 司

会議に出席した議員（10名）

1番議員	小野章二	2番議員	中野睦子
3番議員	福本 巧	4番議員	先田正一
5番議員	上田昌孝	6番議員	蛭子智彦
7番議員	谷口博文	8番議員	原口育大
9番議員	廣内孝次	10番議員	熊田 司

会議に欠席した議員（0名）

なし

管 理 者	南 あ わ じ 市 長	中 田 勝 久
副 管 理 者	洲 本 市 長	竹 内 通 弘
会 計 管 理 者	南あわじ市会計管理者	堤 省 司
事 務 局 長	南あわじ市環境課長	北 口 力
事 務 局 次 長	洲本市環境整備課長	中 田 博 文
事 務 局 参 事		中 川 勝 喜
事 務 局 課 長		山 田 孝 文

事務局 長 みなさん、おはようございます。ただ今から洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会の開会をお願い申し上げます。それでは廣内議長よろしくお願い申し上げます。

議 長 改めまして、みなさんおはようございます。開会に先立ちまして一言ご挨拶申し上げます。本日平成28年12月27日洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会が招集されましたところ議員各位にはご健勝にてご参集を賜り厚く御礼を申し上げます。本組合議会定例会に提出されております諸案件につきましては後刻管理者から説明がありますが議員各位には慎重ご審議をいただき適切妥当な結論を賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。それでは管理者のご挨拶を伺うことにいたします。管理者よろしくお願いいたします。

管 理 者 大変申し訳ないのですが座ったままで開会にあたっての一言ご挨拶を申し上げますさせていただきます。平成28年第2回の洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を招集いたしましたところ議員各位におきましては何かとご多用の中ご参集いただきましてありがとうございます。今日ご提案申し上げます案件につきましては先般申し上げておりますとおり平成28年度一般会計補正予算、平成27年度の一般会計決算認定でございます。何卒慎重適切にご審議を頂きまして妥当なご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。本日は南あわじ市議会での組合議会議員選挙後初めての議会であり、また組合の執行機関の任期満了にともない陣容も一新いたしておりますので議員各位、管理者、副管理者、会計管理者および事務局職員を紹介いたします。洲本市議員より紹介をいたします。小野章二議員、中野睦子議員、福本巧議員、先田正一議員、上田昌孝議員。続きまして南あわじ市議員を紹介いたします。蛭子智彦議員、谷口博文議員、原口育大議員、熊田司議員。以上で議員の紹介を終わります。次に管理者南あわじ市長中田勝久君、副管理者洲本市長竹内通弘君、会計管理者南あわじ市会計管理者堤省司君、事務局長南あわじ市環境課長北口力君、事務局次長洲本市環境整備課長中田博文君。次に事務局参事中川勝喜君、事務局課長山田孝文君、事務局係長中西信行君、事務局職員古川剛康君、以上で紹介を終わります。それでは只今から平成28年第2回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を開会いたします。議員の出席状況を事務局に報告させます。事務局。

事務局次長 はい。報告いたします。只今の議員の出席状況は出席１０名であります。当組合の議員定数は１０名であり地方自治法第１１３条に規定する定足数に達しております。

議長 只今事務局から報告のありましたとおり定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。本日の日程はお手元に配付しておりますが念のため事務局に朗読をさせます。事務局。

事務局次長 それでは朗読いたします。平成２８年第２回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会議事日程。平成２８年１２月２７日

日程第１ 議席の変更について

日程第２ 会議録署名議員の指名

日程第３ 会期の決定

日程第４ 議案第５号 洲本市・南あわじ市衛生事務組合の定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定等に関する条例制定について

議案第６号 洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第７号 洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第５ 議案第８号 平成２８年度 洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計補正予算（第１号）について

日程第６ 認定第１号 平成２７年度 洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

以上でございます。

議長 この際ご報告を申しあげます。副議長・上田昌孝議員から本日付けをもって副議長の辞職願が提出されておりますので、ただ今その追加日程を配付させます。

（追加日程配付）

議長 配付漏れはありませんか。配付漏れがなければ追加日程を事務局に朗読させます。

事務局次長 失礼します。それでは朗読いたします。

組合議会定例会議事日程追加 平成28年12月27日
追加日程第1 議員提出議案第1号 副議長の辞職について
以上でございます。

議長 朗読が終わりました。お諮りいたします。副議長の辞職についてを日程に追加して議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よってこの際副議長の辞職についてを日程に追加し議題といたします。追加日程第1 議員提出議案第1号 地方自治法第117条の規定により上田議員の退席を求めます。

(上田議員退席)

議長 事務局をして議案を朗読させます。事務局。

事務局 議員提出議案第1号 副議長の辞職について
本組合議会副議長 上田昌孝議員より、副議長の職を辞したい旨別紙のとおり辞職願が提出されたのでこれを許可するものとする。
平成28年12月27日
洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会議長 廣内孝次
以上でございます。

議長 朗読が終わりました。上田議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって上田議員の副議長の辞職を許可することに決しました。上田議員の着席を認めます。ただいま副議長が欠員となりました。この際副議長の選挙を日程に追加し選挙を行いたいと思います。ただ今その日程を配付させます。

(追加日程配付)

議長 配付漏れはありませんか。配付漏れがなければ事務局に追加日程を朗読さ

せます。事務局。

事務局 長 組合議会定例会議事日程追加 平成28年12月27日
追加日程第2 選挙第2号 洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長選挙について 以上でございます。

議長 朗読が終わりました。お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し選挙を行います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって副議長の選挙を日程に追加し直ちに選挙を行うことに決しました。暫時休憩します。

(休憩 10:13～10:14)

議長 それでは会議を再開いたします。追加日程第2 これより副議長の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法につきましては地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。お諮りします。議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。それでは指名をいたします。洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長に、熊田司議員を指名いたします。お諮りします。ただいま議長において指名いたしました熊田司議員を洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました熊田司議員が洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長に当選されました。ただいま当選されました熊田司議員が議場におられますので本席より告知いたします。それでは副議長のご挨拶を伺うことにいたします。

副 議 長 失礼いたします。ここに皆様方のご推薦を受けましたうえは一身を挺してそのご厚意に報いる覚悟であります。同時にその任務の重大さを痛感するものであります。皆様方のご支援をいただきましてこの職責を全うしたいと念願いたしております。どうか今後とも変わらぬご指導ご鞭撻のほどひとえにお願いいたしましてごあいさつにかえさせていただきます。

議 長 ありがとうございます。暫時休憩いたします。

(休憩 10:16～10:17)

副 議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。議長にかわりまして暫時議長席に着かせていただきます。議員各位のご協力によりまして無事任務を果たしたいと存じます。何卒格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。それではご報告申し上げます。議長・廣内孝次議員から本日付けをもって議長の辞職願が提出されておりますのでただ今その追加日程を配付させます。

(追加日程配付)

副 議 長 配付漏れはありませんか。配付漏れがなければ追加日程を事務局に朗読させます。事務局長。

事 務 局 長 組合議会定例会議事日程追加 平成28年12月27日
追加日程第3 議員提出議案第2号 議長の辞職について
以上でございます。

副 議 長 朗読がおわりました。お諮りいたします。議長の辞職についてを日程に追加し議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副 議 長 ご異議なしと認めます。よってこの際議長の辞職についてを日程に追加し議題といたします。追加日程第3 議員提出議案第2号 地方自治法第11

7条の規定により廣内議員の退席を求めます。

(廣内議員退席)

副 議 長 事務局に議案を朗読させます。事務局長。

事 務 局 長 朗読いたします。議員提出議案第2号 議長の辞職について
本組合議会議長 廣内孝次議員より、議長の職を辞したい旨別紙のとおり辞職願が提出されたのでこれを許可するものとする。
平成28年12月27日 洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長 熊田司 以上でございます。

副 議 長 朗読が終わりました。廣内議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副 議 長 ご異議なしと認めます。よって廣内議員の議長の辞職を許可することに決しました。廣内議員の着席を求めます。この際前議長・廣内議員より発言を求められておりますのでこれを許可します。廣内議員。

9 番 議 員 議長を辞任するに当たり一言ごあいさつを申し上げます。昨年の12月議員各位の温かいご支援とご推挙を得まして組合議長の要職につかせていただきました。幸いにも議員各位から格別のご支援ご協力を頂戴しおかげをもって今日まで大過なくその職責を果たし得ましたことにつきましてはここに心から厚くお礼を申し上げます。今後もどうぞあとになられます議長さんには私同様のご協力を賜りますように心からお願い申し上げます。ほんとうに皆さんありがとうございました。

副 議 長 議長の辞職に伴い欠員となりました議長の選挙を行いたいと思います。この際議長の選挙を日程に追加し選挙を行いたいと思います。ただ今その日程を配付させます。

(追加日程配付)

副 議 長 配付漏れはありませんか。配付漏れがなければ事務局に追加日程を朗読させます。事務局長。

事務局 長 朗読します。組合議会定例会議事日程追加 平成28年12月27日 追加日程第4 選挙第3号 洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会議長選挙について 以上でございます。

副 議 長 朗読が終わりました。お諮りします。議長の選挙を日程に追加し選挙を行います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副 議 長 ご異議なしと認めます。よって議長の選挙を日程に追加し直ちに選挙を行うことに決しました。暫時休憩いたします。

(休憩 10:23～10:24)

副 議 長 それでは会議を再開いたします。お諮りします。選挙の方法につきましては地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副 議 長 ご異議なしと認めます。よって副議長において指名することに決しました。それでは指名いたします。洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会議長に上田昌孝議員を指名いたします。お諮りします。ただいま副議長において指名いたしました上田昌孝議員を洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副 議 長 ご異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました上田昌孝議員が洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会議長に当選されました。ただいま当選されました上田昌孝議員が議場におられますので本席から告知いたします。それでは新議長のご挨拶を伺うことにいたします。

議 長 失礼をいたします。議員の皆様方のご推挙を頂きまして議長の要職につくことになりました。まことに身に余る光栄であります。衷心より感謝いたすとともにこの重責を痛感いたしている次第でございます。組合の発展と議会

の円滑な運営のため懸命の努力をする所存でございます。なにとぞ議員の皆様方および執行部の皆様方の一層のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。これで就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

副 議 長 ありがとうございました。以上で副議長としての議会冒頭における仕事を無事遂行できました。ひとえに議員各位のご協力の賜物であります。厚くお礼を申し上げます。それでは新議長と交代いたします。議長よろしく願いいたします。

議 長 それではただ今から議事に入りたいと思います。日程第1 議席の変更について。議席は組合議会会議規則第3条の規定により議長において指定いたします。ただ今ご着席のとおりに定めたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 ご異議なしと認めさように指定いたします。次に日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。2番中野睦子議員、7番谷口博文議員。この両名を指名いたします。よろしくお願いをいたします。次に日程第3 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会は本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって今期定例会は本日1日と決定いたしました。続きまして議案の審議に入る前に、8番原口議員及び6番蛭子議員より一般質問発言通告書の提出がありましたのでこれを許可することといたします。なお一般質問については議員協議会で決定いたしております一般質問に関する申合せ事項にもとづき行うことといたします。それでは8番原口議員。

8 番 議 員 私南あわじ市から来ております原口です。やまなみ苑の議会に出て来るの初めてでして、よろしくお願いします。一般質問を行いたいと思います。平成9年に本格施行されました容器包装リサイクル法やその後の推進基本法によりまして一般廃棄物の量は大きく減少しております。分別すれば資源といわれるようにごみの減量化と有価物である資源リサイクルが進んだことは素晴らしいことでありますけれども一部には不都合な真実でも指摘され

たペットボトルのように分別収集あるいは資源化のコストが可燃ごみとして焼却した場合のコストよりも大きく上回るということで焼却した方が合理的であるとの意見もあるわけですが、まあ、どのように分別をするかということは各市によつての専権事項、方針でありますのでこの広域議会の中では議論するのは馴染まないということでそのことについては言及を差し控えたいと思いますが、今回は人口減少が進む中でやまなみ苑の現状と今後の方向性について質問したいと思います。まず、やまなみ苑の焼却炉の形式と焼却能力について教えて下さい。

議 長 事務局。

事務局課長 全連続ストーカー方式でございまして処理能力といたしましては定格 135 トン 24 時間でございます。67.5 トン 24 時間の 2 炉でございます。

議 長 原口議員。

8 番 議 員 次に年間の稼働日数と一日当たりの処理量について教えて下さい。

議 長 事務局。

事務局課長 平成 27 年度の実績といたしまして 280 日年間稼働しております。それで搬入量で割りつけますと 102 トンあたり 1 日の処理量でございます。

議 長 原口議員。

8 番 議 員 次に 2 炉運転されてると思うんですが一週間の稼働状況フローシートを教えてください。

議 長 事務局。

事務局課長 月曜日から金曜日までの連続 24 時間運転 5 日間を行っております。

議 長 原口議員。

8 番 議 員 これは 2 炉共を使ってやっているということでよろしいですか。

事務局課長 2 炉共、ほぼ 2 炉共使っています。

8 番 議 員 そうしましたらその2炉を動かすのに必要なエネルギーの種類と量またそれに係るコストを教えてください。

議 長 事務局。

事 務 局 課 長 必要なエネルギーの種類でございますが灯油と主には高圧電気でございます。灯油のコストといたしまして年間4万3千リットルで370万円あたりでございます。高圧電気といたしましては287万9千kwhで5千440万円相当でございます。

議 長 原口議員。

8 番 議 員 今ストーカー方式で5日間連続運転されておるということでありまして、私も調べたところごみの量には関係なくて月曜日の朝に起動して着火というか燃えればですね、あとは自然燃焼といいますか5日間は連続で自然燃焼するという事でよろしいですか。

議 長 事務局。

事 務 局 課 長 おっしゃるとおり月曜日から金曜日までの連続運転でございまして金曜日の夜、土曜日の朝方になるんですがその時に立ち下げて炉内のごみを完全に燃焼してしまいます。それによりまして月曜日朝昇温するためにバーナーを着火しまして種火がつかますとあとはごみの火力によりまして下からの風力によりまして連続燃焼をいたしておるということです。

議 長 原口議員。

8 番 議 員 ということは必要なエネルギーの灯油ですけれどもこれについては起動時に自然着火するまでの間必要であってあとはごみ自身の自分の熱量で順番に燃えていくというふうに理解したんですけれども、それでよろしいでしょうか。

議 長 事務局。

事 務 局 課 長 おっしゃるとおり昇温、着火のために灯油を使いまして後はもうごみのカロリーで十分燃えていくという事でございます。

議 長 原口議員。

8 番 議 員 そうしますと起動時の灯油の必要というのはごみの量とかごみの組成に影響を受けるのでしょうか。

議 長 事務局。

事 務 局 課 長 近年のごみは高カロリー化といわれていまして燃える力が強いので一度着火しますとほぼ下からの風力で燃えるようになっております。

議 長 原口議員。

8 番 議 員 炉の容量といいますか能力によって着火の時の灯油の量とか後の電気の使用量が違ってくると思うのですが、今聞いてましたら一日 102 トン 2 炉使っていると。ということは 135 トンの能力のところに 102 トン一日使っているということは稼働率はどれくらいになるのですか。

議 長 事務局。

事 務 局 課 長 定格能力が 135 トンでございまして大体平均 102 トンでございまして 76%あたりの稼働率、処理能力になるかと思います。

議 長 原口議員。

8 番 議 員 その辺でちょっと若干エネルギーの無駄があるような気がするんですが、その辺はまたあとで聞きたいと思います。次に生ごみを各家庭がたとえば堆肥化して活用するあるいは家庭で分別収集をやってごみを減らす又分別の中で出てきた有価物は回収して資金を生み出すという取り組みは大変重要なことだということでありますのでこれについては今後是非進めていただきたいと思います。次に施設の運営方針、ホームページ見させていただきますと平成 27 年から平成 36 年度にかけての運営方針が示されております。その目標の方策と目標効果額についてというのが載っていました。その中で何点かありまして市の負担金の抑制、事業系ごみの手数料の見直し、搬入ごみの内の分別・有価物の活用と 3 点がピックアップされてあったんですけれどもそのうち事業系ごみの手数料見直しというのはどういったことを想定されているのでしょうか。

議 長 事務局。

事務局参事 これにつきましては事業系のごみについては事業者自らが負担していただくというのが原則だろうという考え方がまずひとつですね。それとやはり地方財政そのものが厳しいということでこれについての将来的なことも考えてですね、できるだけ軽減できるようにということで、見直しにつきましては実は平成29年4月から消費税が上げられると。そのタイミングでその料金改定を適正負担にしていきたいと考えておりましたけれども消費税の引上げ時期が2年半遅れたということでそれは今のところ難しいかなと。遅れるようになりました。そして料金の考え方としましては今ごみの1トンあたりの焼却するランニングコスト、イニシャルコストは別にして人件費とか燃料とか薬品とかをランニングコスト1トンあたりいくら掛かるかを計算しましてそれを実質的に10kgあたり100円ですけれども逆算しますと130円程度になる、そうしますと事業系ごみに対するものについては全額負担をいただくということで分担金によって税金を投入するということとはなくなると。当然一般家庭ごみについては税金払ってますしそれについては従来どおり各市それぞれのごみ袋の価格の問題であるのでここで言及する訳にはいきませんので。そういった方向で少しでも各両市のですね財政に配慮した形で進めていきたい。それと炉の22年経過となっております修繕経費も結構必要になってきますので、そういった財源を確保する必要がございますので運営計画の中でひとつの項目として述べさせていただいたということでございます。

8 番 議 員 分かりやすい説明をありがとうございます。ここの運営というか、両市から分担金が出ていると。それについては各市とも地方交付税といいますか財政の中で歳出された分をいただいて市民の負担に対する分をここに分担金として出しておると。付属資料の中でごみの排出量、市民一人当たりやったり、事業系の量、あるいは各市負担金は出ておりました。拝見すると均等割は50人口割り50ということでありまして、付属資料の内容から見ると大体妥当な割り方をしているというふうに思いましたが、今後人口が減少してきたという局面において、やっぱり、今の手数料の見直しも必要ですけども施設自体の長寿命化について一番大事やと思うんですけど、そのためにすることで一番必要なことは何かについて伺います。

議 長 事務局。

事務局参事 これは先程もちよっと触れましたけれども、ここは22年、平成7年4月

から稼働しておりまして既に今年度終わりますと22年経過する。大体こういう施設等は30年とか世間では言われておりますけれども、当施設についてはですね、ここの職員が非常に頑張ってくれてまして清掃なり点検なりそういったものに対しては各自治体から視察に来てもびっくりするくらい、きれいにしていますねとお褒めの言葉を沢山いただいております。そういったことで近年いろんな排出の規制基準、ガスのダイオキシンとかの規制基準が段々厳しくなってきましたし、そういった面でやはり炉、施設のラインのメンテナンスを計画的にきっちりやりますしてそういった問題が起こらないように又そういったことがひいては施設の延命につながる。ですから30年というところを35年というふうになんか少しでも永くできることがですね、これはもう両市にとっても経済的にもいいんじゃないかと思っております。

議長 原口議員。

8 番 議 員 施設運営方針を見ておりまして手数料の見直しは大きな話なんですけれども、有価物の活用についてはほぼ家庭でかなり分別されて来てるのでここへ来る有価物はそんなに無いとあまり期待できないと思います。また職員が自ら修理したりいろいろ掃除したりとあるいは職員の勤務体制の中でやりくりしていただいて人件費を抑えていただく。やっぱり一番大事なのは炉の延命やと思います。炉が1週間に1回火が消えて冷却して又こう加熱すると。この冷却と加熱の繰返しの回数が少ない程あるいは冷却とか動かさない時間が長い程炉は延命すると思います。特に67.5トン2炉ということは今は一日102トンでしたけれども今後人口が減って来たらたとえば1つの炉を休ませるとかいう形もできるのかな。そうすることによって電気代、特に起動時の灯油代なんかは炉の定格によって決まると思うんですけど、やはり大きい炉はたくさんの起動のエネルギーがいると。ごみの量が減ってくれば、67.5トンの炉は正解やと思います、これがもし135トンの炉だとすれば週一回起動させるだけでもえらいエネルギーの無駄やと思うし。そんな中で7割しか燃やしてないとすれば3割分の灯油というのは無駄に炭酸ガスになっていきよるといような感じもしますんで、そこら辺のことも考えていただきたいと思うんですけれども、炉を休ませることについてどういった事を考えていますか。

議長 事務局。

事務局 参事 先程、加重平均で百数トンと言いました、ただしこういうのは年間やはり炉を停めてですね整備補修工事もございます。それとピットにはごみ

の入る量の限界があつて一炉でまあ何とか行ける時があつてもですね急にごみのピットが一杯になつてしまつて、なかなかそういった調整は今の現状では難しいかなと、ですから今後ごみの量が人口減少とかいろいろ又さらに分別収集の推進によって減ってくればですね今原口議員が申上げましたように一炉ですつと廻しておつて又2炉でやらんなんとか、そういう立て分けをすれば当然今言いましたように燃料費とか電気代というのは節減できるということで是非ともその状況を見ながらそういった方法で進めていきたいと考えております。

議 長 原口議員。

8 番 議 員 ありがとうございます。市がやる事とここがやる事とは当然あるわけですし、ここについては効率的に焼却して頂いて工事費なり人件費なりいろんな面を抑えて頂いて炉を延命さして頂いてイニシャルコストも後々かかってくるのをできるだけ抑えていただくことを期待しまして質問を終わらせていただきます。

議 長 原口議員の一般質問が終わりました。続いて6番蛭子議員の一般質問の発言を許可いたします。蛭子議員。

6 番 議 員 それでは通告に基づく一般質問を行います。私の趣旨は今原口議員がされたことと大分重なるのですが、まずゼロウェイストという言葉について管理者の考えを伺いたいと思います。

議 長 事務局。

事 務 局 長 今蛭子議員がゼロウェイストということでお話がありました。これにつきましては上勝町ですね、日本で一番最初にゼロウェイストを宣言したということを知っております。この施策については市の方で取り組むべきと思っております。今ここでそういった取り組みというのは組合議会では差し控えたいというように考えております。以上で御座います。

議 長 蛭子議員。

6 番 議 員 組合に行けば市が、市に行けば組合にということじゃなくて。先程もここでありましたように分別を進めてごみの減量化をするという、これは炉の延命化に繋がる、そういう関連性がありますのでその組合議会としてどのような

な立場で今後考えていくかその基本的なことをお伺いしているつもりなんです。その点いかがですか。

事務局 長 ご承知のとおり組合議会は洲本市、南あわじ市共同運営でございますので、まあ当然私も南あわじ市の環境課長でございますので、洲本市の方からも環境部局の課長も来ております。そういった中で両市においてごみの減量化は取り組んでいるところでございます。そういう組合議会の事務局としましては、そういった両市のごみの減量化に向けての協議といいますか、こんなことやっているというようなことで、両市とも減量化に向けて取り組んでいるところでございます。

議 長 蛭子議員。

6 番 議 員 組合として先程の繰り返しになるのですが、この延命をしていくということは大事であると、これ間違いないでしょう、その点どうですか。

議 長 事務局。

事務局 参 事 ここの現場としてはですね、当然まあ平成13年の3Rというのがございました、その時は分別収集というのは先程言いましたように包装リサイクル法等の関連もありましてかなり進んで来ております。もうそういったことでごみの量というのはそれを機に段々減少して来ているというのは事実ですけども当焼却施設としまして先程言いましたように運営コストの問題とかそれから炉の延命とかを考えましたらですね両市においてより一層のごみの分別なりしてゼロウェイストということで無駄なごみを出さないように持っていく、そう言った形で十分やっていただければこの施設についてもありがたいとの考えにかわりはございません。

議 長 蛭子議員。

6 番 議 員 そう言う点が大事やと思うんですね。その分別は進んでいるという事なんですけれども今回いただきました資料の平成27年度のごみ処理量これを見ますと洲本市が合計で1万4千845トンここで焼却をしておると、で南あわじ市で1万3千680トン焼却しておると。先日9月で決算議会南あわじ市でやりました。その時にですね資源化をしているごみの量というのが平成27年度で2千397トンという資料が出てるんです。洲本市でもそう大きな違いは無いと思うんですね。で、これを今のリサイクル率という考え方、

全体のごみの総量に対して資源化をされているごみの率を、シンプルな計算なんでちがっているかもわからないのですが私の方で計算いたしましたところ焼却しているのが全体の82.6%という数字になる。で、資源化されているのが14.5%ということになる、ね。リサイクル率というのは資源化をしている率を指してリサイクル率と思っているわけなんです。が分別をしている割にはリサイクル率、資源化率が非常に低いような印象を持っているんですがトータル的に見てどんなように理解したらいいのでしょうか。

議 長 事務局。

事 務 局 長 トータル的と言いますのは南あわじ市、洲本市トータルでございますか。

6 番 議 員 南あわじ市で結構ですけど。課長は南あわじ市なんで南あわじ市としてどのように理解しておられるのかトータルとしてリサイクル率をどのようにとらえられてるかということなんです。

議 長 事務局。

事 務 局 長 リサイクル率、先程あの議員がおっしゃったようにリサイクルした実績、資源化した実績がリサイクル率でございます。で、ま、ちょっと南あわじ市の話になりますが分別につきましてはごみカレンダーで周知、ケーブルTVで周知ということで、このリサイクルについては排出は住民の責務であって質問とちょっと噛み合わないかもしれませんが市はそれを啓発していくのが大事やと思っております。

議 長 蛭子議員。

6 番 議 員 先程も質問がありましたように分別が進んでいると、よく進んだと。容器リサイクル法なりなんなりですね、国の施策にも則って分別が進んできたというようなお答えだったかと思うんです。で実際の数字を調べさせていただきましたら資源化率というのは14.5%であるという数字になるのかなあと。私の理解です。で執行部の理解をお聞かせいただきたいということなんです。まずね。

議 長 事務局。

事 務 局 参 事 こちらの方としてはそこらの数字ちょっと掴んでないんで分らないんで

すけど先程も説明しましたように分別収集でごみの量は減ったというのは事実ですけれども、それがどんどんパーセンテージを今後も上げていく必要があるかなというふうに思っております。ですからそこらの細かい数字というのは最終的に分別で取り除かれた分が入ってきたごみの量が減ってきているなあと。それがええんかどうかというのは、まだまだ資源化することは余地あるかというふうには考えております。うちで出来ることにつきましてではですね、持ち込まれるダンボールとか紙類の中で取り除けるものについては出来るだけうちのピットに放り込む前に撤去してそれを資源ごみの方に回すと、その程度のことがこの施設内での限界でございます。

議 長 蛭子議員。

6 番 議 員 組合は組合、市は市、それはそうなんですけれども、市が二つ合わさって組合を構成していますね、だからそれぞれ市がお互いに情報交換してこの組合としての方針を出すのが組合議会でありその広域事務組合の使命だと思います。それぞれの持っている特徴であったり技であったり、あるいはそういうものをご互いに相談をしながらね、その事務組合に反映さしてより効率的にあるいはより住民福祉のために相談をし方針を決めていくのが広域事務組合だと私は理解しておるんです。そういう点からいけば市は市、組合は組合そういう分断されたようなことではなくてね、お互いにいろんな情報を交換し合い、より良いものを作るというこういう基本的な姿勢を持っていたいてると思うんですけれども、その点確認したいのですが、いかがでしょうか。

議 長 事務局。

事 務 局 参 事 それはもう議員のおっしゃる通りで御座います。ですから我々につきましても、先程の繰り返しになりますけれども、ごみの量が減ることによって炉を一炉で運転やれば経費の節約にもなり炉の延命も図れるという事もあるんで、まだまだリサイクルについての推進は大事やということでもいろんな形で協議もされているのは聞いております。いずれにいたしましてもやはりこれは市民の理解協力が必要であると思いますので、啓蒙推進を図っていく必要があるかなというふうなことでございます。ですから決してここと両市は全然関係ないということではございませんですし、基本的に我々としましてはそれなりの要望も言ってますし、両市もそれぞれ協議しながらごみの資源化の取り組み、時勢でございますのでそれは一生懸命やって。ただまあ具体的には大きな数字は出てないかもしれませんが、これからそういう話も積極

的にやっていただけたらと思っております。

議 長 蛭子議員。

6 番 議 員 大変ありがとうございます。同慶の至りで。そういうことで是非臨んでいただきたい。参考までにちょっと紹介したいんですね、これは今年の5月に南あわじ市の総務常任委員会でごみのリサイクルということで視察に行ってきたところなんですよ、鹿児島の志布志市という所なんです。そこで頂いた資料これ平成26年度のリサイクル率を環境省が公表ということで、これは環境省がずっと公表している数字だそうです、この志布志では平成17年73.1%のリサイクル率を達成した。現状平成26年で76.1%の達成率である。これが日本一だと、市のレベルではね、ま、先程の数字で間違いがなければ14.6%というリサイクル率、これはまあ不名誉な数字ですのでね、間違ってたなら是非訂正していただきたいのですけれども、ずいぶん開きがある、ものすごい開きがある。そしたら志布志の人たちは賢くて住民は協力的であって南あわじの人たちは非協力的であるということになるのかというふうに思うんですね。そのあたりが今後それぞれの市の課題、洲本市であったり南あわじ市であったり又そこで一体となってこの事務組合がイニシアティブを発揮してゼロウェイストなりあるいは持続可能な社会なりこれを作っていく上での推進力として臨んでいただきたい、こんな風に思っているわけですがいかがですか。

議 長 事務局。

事 務 局 長 リサイクル率のことにつきましては志布志のことは聞いております。今後も洲本市、南あわじ市、資源化に向けて努力していきたいと考えております。

議 長 蛭子議員。

6 番 議 員 これは国の方でも、小池百合子さん東京都知事ですね、あの方環境大臣をされてた時がございましたね、2006年その時から環境省の基本ビジョンとして環境と経済の好循環、こういう事が今環境省の基本ビジョンの中にあるんです。これはどういうことかという水俣病とかいろいろありましたね、ああいう公害を抑えようとする経済が悪化すると、こんな議論があったんですね、今でも二酸化炭素いっぱい出さないと経済が悪循環になっていくと。しかし国の基本は環境を守ることと経済を伸ばすということは好循環になると。で、そういうことを捉えてさまざまな自治体でやってる運

動その中にゼロウェイストもひとつある。それから環境モデル都市構想とか環境未来都市構想とかこういうものを宣言するところがたくさんでてきている。そういう未来に発信していくというのはいろんな面でいいことだと。上勝町もさっきのリサイクル率は70%を超えるんですね、ここでどういう事が起こってるかというところとこれだけやない上勝町いりどりと地域興しをいろんなことをやりながら全国からこれ視察に来る。いろんな人が見に来る。こういうことが起きてるんです。これは地域経済にとっても大変なプラスになっているんですね。ですからそういう環境と経済、対立するものではなくて好循環するものであると、こういう捉え方をもって臨んでゆけば地域活性化に繋がる。そしてこれの良いことは先程もありましたように炉の延命化に繋がってゆくと、たとえばここで厨芥類とかごみ処理の中で20%ということになっていますね、これは台所から出る生ごみというものです、これを仮に半減することができれば先程の1炉で交代運転しながら炉の長寿命化も可能であると理解するんですけれども、その点いかがですか。

議 長 事務局。

事務局参事 そういう形になれば私ら、ここも延命できると経費もコストダウンできるということも事実でございまして、今言われましたように上勝町がゼロウェイスト宣言している、市などが積極的にやっているのはネットなどで拝見するといろいろ載ってます。私細かい数字はちょっと今無いんですけど、今議員がおっしゃいましたリサイクル率非常に少ないですね。そうしますと、まだまだやっていく余地があるんだなと思いますので今後両市共々、私どももそういった方向、これは決して悪いことではなくて良いことですので、これから両市担当課長と一生懸命協議しながら住民の協力を得ながらそういった方向に進めていきたいと思っておりますので今後ともご指導の程よろしくお願いいたします。

議 長 蛭子議員。

6 番 議 員 これは一般質問からちょっと離れるんですけどね、我々議会としてはそれぞれの議会に戻れば委員会視察というのがあるんですが出来れば一つの提案なんですけどこのやまなみ苑の議会で先進地視察に行ったりもっと勉強を深めていったりとこういったことに今後取組んでいく、執行部中心でも結構ですので先進地視察というようなことをですね一度検討頂いてお互い見識を深め未来志向の中で良い政策を共に叩き台を出し合いながらですね良

いものを作っていくと、こういうようなことは出来ないのですか。

議 長 事務局。

事務局参事 それについてはですね前回もちょっと蛭子議員と個人的にお話させていただいたと思うんですけど是非ともそういうことが出来るのであれば我々は何も、十分理解をしそれぞれ議員先生方のご意見もお伺いしながら先進地も見ながらそういったことで互いに勉強していききたいこれはもう吝かでは御座いませんが中々私ども議会の日程を組むのだけでも非常に四苦八苦しているようなのが現状でございますので、ま、そういう日程調整が出来ればそういった方向に我々もそれはやればやっていきたい思いますけれども、ま、非常に日程の取りづらいということだけはご理解いただきますように。

議 長 蛭子議員。

6 番 議 員 その点議長、副議長いろいろ調整が出来るのであればよろしく願いしたい。やはりあの全国でも言われてますのはね、ごみを焼却するのは日本的文化や、世界の中でごみを焼却している国って日本くらいしかないじゃないかと言われているんですね。一方で埋立をして、ま、ごみを放置している国もあるかも知れないんですが、焼却炉の数を見れば日本が全世界の焼却炉の中で日本がもう7割とか6割とかこういう数字だったかと思うんですね、ま、そういう文化であるということなんですけど。ま先程もありましたように、ごみというのは燃やせば灰になり二酸化炭素が出て来る、しかしこれをゼロウェイストなりしていけば持続可能ないわゆる視察地並みの社会というのはできると、これはもう国際的にも合致しているし又そういう方向に共にお互いに努力して進めていければなという事を申し上げて、終わります。

議 長 蛭子議員の一般質問が終わりました。これで通告に基づく一般質問を終わります。議員から一度休憩したいとの申し込みがありましたのでトイレ休憩として5分だけ休憩させていただきます。

(休憩 11:06～11:10)

議 長 それでは議会を再開いたします。日程第4、議案第5号ないし議案第7号の3件を一括議題といたします。朗読を省略して管理者の説明を求めます。中田勝久君。事務局。

事務局 議長 議案第5号ないし議案第7号について順次ご説明させていただきます。まず議案第5号洲本市・南あわじ市衛生事務組合の定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定等に関する条例制定についてご説明申し上げます。本件は国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等の為の国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律及び兵庫県市町村職員の一般職の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い本組合においても勧奨退職から早期退職者希望制度への移行を図るため所要の条例制定を行いたく提案するものでございます。この内容は趣旨を定める第1条のほか各条で定年前に退職する意思を有する職員の募集、応募、認定等の手順について定め、附則で施行日を定めております。次に議案第6号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。本件は本年8月の人事院勧告を受け国公準拠の観点から所要の条例改正をいたしたく提案するものでございます。この内容は行政職給料表の額を平均0.2%引き上げるほか勤勉手当についても0.1月分引き上げることとし地域手当については不支給の期間を平成30年3月31日まで延長するものでございます。附則でこの条例は公布の日から施行し第1条の規定は平成28年4月1日から勤勉手当に係る規定は12月1日から第2条の規定は平成29年4月1日から適用するものと定めております。続きまして議案第7号洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。本件は地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が施行されたのに伴い当組合条例においても所要の改正をいたしたく提案申し上げるものでございます。その内容は附則第5条第1項の表中において傷病補償年金と障害厚生年金等が併給される場合の調整率を0.86から0.88に改正すること。それから同条第2項の表中において休業補償と障害厚生年金等が併給される場合の調整率を0.86から0.88に改正すること。附則でこの条例の施行日を公布の日と定めております。経過措置としましてこの条例の施行日以後に支給される傷病補償年金及び休業補償については改正後の調整率を用いることとし施行日前に支給される傷病補償年金及び休業補償についてはなお従前の例によるものと定めております。以上で議案第5号ないし議案第7号の説明を終わらせていただきます。何卒慎重ご審議賜りましてご決定くださるようよろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりました。本件についてのご質疑ご意見はございませんか。

7番 議員 議長。

議 長 はい谷口議員。

7 番 議 員 この議案第5号についてちょっとお尋ねするわけですが、これまあ正規職員の早期退職のことやと思うんやけど、ここの施設で45歳以上の職員ちゅうのは、正規職員ちゅうのは何名おられるんですか。

議 長 事務局。

事 務 局 参 事 正規職員は10名でございます。派遣も正規、当然これ市から来ております、市の例規によるんですが、3人。

議 長 谷口議員。

7 番 議 員 と言う事はよ、この条例に該当する職員はよ、これ組合の条例なんで10名やと。15年以上前の45歳以上の職員ちゅうか該当者は何名おられるんですか。

議 長 事務局。

事 務 局 参 事 今のところ4名です。

議 長 谷口議員。

7 番 議 員 早期退職する退職金の加算率ちゅうかよ、そのあたりは今の現状は1年で1%とか2%とか言う退職金の加算率はよ、どないなっとる。

議 長 事務局。

事 務 局 参 事 実はですね、平成26年に南あわじ市全域との統合する前までは条例関係については市に準ずるということで26年度から独自の条例を持つということで私もここに来てさせてもらった。その時にこの条例は制定されてなかった実は。ですから今回あの今までは50歳以上で10年、定年まで10年の間については年額2%の加算ということでいってたんですけど、これをさらに45歳まで、新陳代謝を促進するという事で45歳まで繰り下げて尚かつ1年の加算率が3%という形に改正されたということでございまして、うちとしては元々無かったんですけども改正後の内容に合わせたことでそのような条例を制定するというふうなことです。これにつきましてはで

すね、先程言いましたようにごみの量も段々減っていった、今の勤務体制というのは3交代4班という構成でやっております、そういったものがシフトが崩れて職員の減という形になったら職員の早期退職という話も出るようになるかも知れないということで今回これについても条例制定させていただいた。

議 長 谷口議員。

7 番 議 員 まあ要はよ、という事は50歳で早期退職の応募をしてよ、それを退職されたときは年3%で10年残つとるさかい3割増し、30%増で退職金の支給がされるという理解でよろしいんですか。

議 長 事務局。

事 務 局 参 事 はい、そういうことでございます。

7 番 議 員 はい、わかりました。

議 長 他にございませんか。他にないようですのでこれにて質疑を終わります。それではお諮りいたします。議案第5号洲本市・南あわじ市衛生事務組合の定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定等に関する条例制定について。原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第5号は原案どおり可決されました。次に議案第6号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第6号は原案どおり可決されました。次に議案第7号洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第7号は原案どおり可決されました。次に日程第5 議案第8号平成28年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。朗読は省略して事務局よりの説明を求めます。事務局。

事務局次長 それでは議案第8号平成28年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。補正予算の内容につきましては人件費の追加及び積立金の計上で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千122万7千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9千288万2千円といたしております。一般会計補正予算書4ページ、5ページをお開き下さい。まず歳入ですが5款1項1目繰越金には前年度繰越金として1千122万7千円を追加しております。次に歳出のご説明をさせていただきます。6ページ、7ページをお開き下さい。2款1項1目一般管理費でございますが2節給料で2万8千円、3節職員手当等で12万円、19節負担金補助及び交付金では各種研修受講料といたしまして7万7千円をそれぞれ追加し、25節積立金では施設整備基金積立金として940万円を計上させていただいております。また2款1項2目清掃施設費ですが2節給料で8万5千円、3節職員手当等で54万5千円、7節賃金で66万8千円、19節負担金補助及び交付金では派遣職員人件費負担金として30万4千円をそれぞれ追加しております。以上簡単ではございますが議案第8号平成28年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計補正予算(第1号)についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。本件についてのご質疑ご意見等はございませんか。質疑等がないようですので。別になければこれにて質疑を終わります。お諮りいたします。議案第8号は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。次に日程第6 認定第1号 平成27年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。朗読は省略して事務局よりの説明を求めます。事務局。

事務局次長 それでは認定第1号平成27年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。本件につきましては地方自治法第233条第3項の規定に基づき平成27年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算について監査委員の決算審査意見書をつけて議会の認定に付するものでございます。まず決算の規模でございますが歳入総額3億7千927万4千245円、歳出総額3億6千804万5千869円、実質収支額は1千122万8千376円でございます。その内容につきましては平成27年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算書に基づきましてご説明申し上げます。1ページをお開き下さい。歳入総額でございますが予算額3億7千699万1千円に対しまして調定額3億7千927万4千245円で収入済額も同額となっております。次に3ページをお開き下さい。歳出総額でございますが予算額3億7千699万1千円に対し支出済額は3億6千804万5千869円で894万5千131円の不用額となっております。続きまして5ページをお開き下さい。まず歳入についてご説明申し上げます。1款1項1目分担金2億6千102万2千円でございますが、この内訳は組合運営費に係る構成市の分担金及び公債費の交付税算入に係る分担金となっております。続きまして2款1項1目ごみ焼却手数料1億485万3千200円ですが、この内訳は当施設に直接持ち込まれたごみ年間1万485.32トンの焼却手数料の収入でして、うち1万800円は前年度未収分となっております。続きまして3款1項1目利子及び配当金1千2円でございますが、これは施設整備基金の利子でございます。続きまして5款1項1目繰越金745万1千110円でございますがこれは前年度繰越金でございます。続きまして6款1項1目ごみ焼却受託事業収入450万5千340円でございますがこれは粗大ごみ処理場から受託をしております可燃性残渣焼却受託事業収入で27年度は年間750.89トンを焼却しております。続きまして6款2項1目組合預金利子1万7千516円でございますが、これは運用資金利子でございます。続きまして6款3項1目雑入142万4千77円となっております。9ページをお開き下さい。歳出についてご説明申し上げます。1款1項1目議会費では38万7千525円ですが、内訳として1節報酬として35万4千円につきましては議員報酬でございます。その他需用費2万2千425円、12節役務費1万1千100円となっております。続きまして2款1項1目一般管理費3千979万5千402円ですが、内訳といたしまして1節報酬で309万3千892円でございますがこれは管理者、副管理者、及び嘱託職員に対する報酬でございます。2節給料3節職員手当等4節共済費の合計2千236万6千515円につきましては正規職員3名の人件費でございます。7節賃金から

12ページの19節負担金補助及び交付金までの合計1千42万9千195円につきましては一般事務費と退職手当組合負担金となっております。25節積立金300万円でございます。これは施設整備基金積立金となっております。27節公課費90万5千800円でございます。続きまして2款1項2目清掃施設費3億2千672万1千32円ですがこの内訳は、1節報酬1千387万4千235円は嘱託職員6名分の報酬となっております。2節給料3節職員手当等4節共済費の合計4千804万4千993円は正規職員7名の人件費でございます。7節賃金から12節役務費まで合計1億703万7千167円は管理経費となっております。その中でも11節需用費合計で1億279万1千815円で主なものといたしましては維持管理のための消耗品費が1千25万3千833円、光熱水費5千695万5千385円、薬品費2千876万6千477円となっております。13ページをお開き下さい。13節委託料3千791万9千239円で主なものにつきましては焼却灰の処理委託料が2千747万16円でございます。その他コンピューターシステム及び各機器の保守点検委託料となっております。14節使用料及び賃借料233万2千800円につきましては排ガス濃度分析計リース代金となっております。15節工事請負費9千401万4千円につきましては施設整備工事並びに各機器の整備工事等でございます。16節原材料費18万684円、18節備品購入費102万1千680円これにつきましてはポンプ及びエアコンの購入代金でございます。19節負担金補助及び交付金2千220万9千834円につきましては大阪湾広域臨海環境整備センター建設事業負担金、ごみ処理施設調査研修補助金等となっております。27節公課費8万6千400円は自動車重量税でございます。次に2款1項1目監査委員費1万円でございますが1節報酬1万円につきましては監査委員様への報酬となっております。15ページをお開き下さい。3款1項公債費113万1千910円でございますが1目元金が105万6千749円、2目利子が7万5千161円となっております。なお予備費については支出はございませんでした。なお17ページには実質収支に関する調書並びに財産に関する調書を添付致しております。以上で認定第1号平成27年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算についてのご説明を終わらせていただきます。認定いただきますよう宜しくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。本件についてのご質疑ご意見等はございませんか。
谷口議員。

7 番 議 員 12ページですね、光熱水費5千600万円、先程灯油使用料は4万3千リットルというような説明があったんやけど、これ業者選定というか、こ

の光熱水費たとえばまあ灯油の業者をどのように選定されておるのか、またこの光熱水費 5 千万円のうち他にどういふのあるか説明下さい。

議 長 事務局。

事務局参事 まず燃料である灯油については半年ごとに入札、指名の扱っている業者にここまで持って来てもらう訳なんですけど、その単価を入れて頂いて最低価格の業者を選定いたしております。それから電力につきましてですね新電力いうんですか、そういう形でやれば少しは安くなるのかなあと模索して色々研究しましたけれども、これについては、この場合は高压で炉の関係から言いますと対応できる新電力会社がなかなか対応できないという回答がございまして、今現在のところ引続き関西電力そのままの状態でございます。その電力の使い方というのはこのライン一連の、ストーカーでゴミを押し出したりとか全ての電気の高压の電気が行うのでございます。

議 長 谷口議員。

7 番 議 員 これ消耗品で 1 千万円超えとるけど、ここの職員の人数で 1 千万円の消耗品いうたらちょっと大きい消耗品の購入かなと思うんやけど、これ主な支出ゆうか消耗品の 1 千万円これ何なんですか。

議 長 事務局。

事務局参事 これについては細かく表現したらよかったですけれども、これについては補修工事の煉瓦とかもするんですけれども、出来るだけ現品を直接、業者を通してするんじゃなくてメーカーで買い取ることによって現物支給で工事を追加してやってもらうと。そうすることによって工事費が抑えられるということと、その補修材料、耐火煉瓦とか色んな金具であるとかそういう部分の現物支給、工事やってもらう時の現物支給できない分はもちろん工事やってその分はうちが現物渡すんで工事費はその分抑えてくれるというような設計内容でやっているということでございます。

議 長 谷口議員。

7 番 議 員 私らあの消耗品いう項目やったら日常的なやなそういうふうな認識を持つとる段階で煉瓦とかそんなもんが消耗品かどうか又違う項かなとか思ったりしながらやね、これ 10 人しかおれへんのこれ消耗品 1 千万でございな

あとまあ単純によ、そういうふうに思っただけで、ま、もうちょっと解りやすく後でゆっくり聞かせてもらおうわ。

議 長 事務局。

事務局参事 確かに私もここ来た時これ何やろと言うのは。一応これは本当に言ったら16節の原材料の方がいいかなという議論もありました。今後そういう解りづらい部分ありますので検討していきたいと思っております。

7 番 議 員 はい。終わります。

議 長 他にございませんか。蛭子議員。

6 番 議 員 歳入で280万円、歳出で800万円ほど節約できたと。でトータルで1千122万と。その歳入での増額となった要素は何かの一つ。それから歳出でざっと見たとこなんですけど、たとえば焼却処分したときの灰が出たと、これを埋立処分に持って行ったと、これで2千700万程出とるわけですけど27年度の予算書ちょっと見てないんで分らないんですけど28年の予算を見るとこの灰の埋立処分に3千万程置いとるんですね、そしたら灰は少なかったのかなと思ってたら逆に灰は多いんですね、これね、26年度よりも27年度の方が灰が多いと、そのあたり歳出で何が理由として余剰金できたのか、今歳入の部分と歳出の部分とトータルでどのような突く引くの問題があったのか端的に説明願います。

議 長 事務局。

事務局参事 基本的には手数料ですけれども当初の予算額よりも若干事業系のごみ量が増えた。決算付属資料でも説明冒頭に書いていますようにごみの全体量は減っていますけれども事業系ごみが増えているというようなことで手数料が当初思っていた数字よりも大きくなったということと、それと前年度繰越金が745万程あったということで歳入はまあそういう事です。歳出についてはですね先程言いました灰の処分料についてはこれ単価の改正なんです。フェニックスの方のトン当たりの単価が上がった。そういった形で灰の量は減ってはいても単価が逆に上がったので――

6 番 議 員 灰の量は増えてるの。

事務局参事 いえ、灰の処分料が上がってます。フェニックスの委託する契約単価が上がった。ですから例えば100トン持って行って今まで10円だったら1千万円やけど――

6 番 議 員 28円だよと。

事務局参事 そうです。そう言うことで灰の契約単価が上がったということで。減った部分ではリースのコンピューターシステムの予定してたのが落ちたと。前年に比べて歳出につきましては700万程増えてます。しかし、これについては工事費の方の部分の補修箇所の増があった関係で。全体としては色んな面で安く出来る部分は出来るだけそういう方向に動いて、節約できる部分は節約していったかなというふうに考えております。

議 長 蛭子議員。

6 番 議 員 不用額として総務管理費として862万円の不用額出しとるわけですね。一般管理費の中で今言ったような余剰金を出したというのは修理費があんまりいらなかったとか職員が努力してですよ器機のメンテをしっかりとっておったのでその分目論見よりも節約できたとか何らかの理由があってこの部分が余ってきてるのかなと、そこら辺のこと説明いただきましたかったのです。

議 長 事務局。

事務局参事 確かにそうです。当初予算を組む時にですね円安傾向がありまして原油の高とかそれから工賃が凄く上がっていくオリンピックとかですね災害の復興の波とかで工賃単価とかが上がっていたのが設計額では上積みしとったんですけどそれがやはり落ち着いてくれたいう事で、だから電気代もかなり上がると聞いてたんですけども、まあ思ったより抑えられたかなと言うようなことです。

6 番 議 員 わかりました。

議 長 他にご質疑はございませんか。蛭子議員。

6 番 議 員 それともう1点だけ。先程も少し触れさせていただきました成果報告書の2ページ、これのごみ組成の分析結果表が出てるわけですが、厨芥類の2

0%というのは重量換算ですか、それとも体積換算ですか、どういうものですか。

議 長 事務局。

事務局課長 これは重量比でございます。

議 長 蛭子議員。

6 番 議 員 紙や布よりこちらの方が重いと思うんですが、ではこの重量比というのは乾燥した状態なのか持込まれた状態なのかどちらですか。

議 長 事務局。

事務局課長 これは乾燥の状態でございます。それで紙とかビニール類につきましては比重がかなり0.07くらいと落ちてきますのでごみピット内の見た目では紙とかビニール類が多く映るような形でございます。

議 長 蛭子議員。

6 番 議 員 この分析については年何回やっているんですか。

議 長 事務局。

事務局課長 年4回実施しております。

議 長 蛭子議員。

6 番 議 員 それは業者がやるんですけれどもここの職員が立ち会ってやってるんですか。

議 長 事務局。

事務局課長 立ち会いのもと。あと写真ですね、分けてるとこの写真とか撮りながら行っております。

6 番 議 員 はい、分かりました。

議 長 他に質疑はございませんか。別になればこれにて質疑を終わります。お諮りいたします。認定第1号は原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本件は認定することに決しました。以上で本日の日程は全て終了いたしました。今定例議会に付議されました案件は全て議了いたしました。これにて洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を閉会することにご異議ございませんか。

7 番 議 員 ちょっとその他で言いたいことがある。よろしいですか。

議 長 はい。谷口議員。

7 番 議 員 ま、喧々諤々してここの施設統合できて統合メリットというのは当然あったと思うんやけどその統合当時私もここの進入道路というかここへ来るこの道路というのはやまなみ苑何回も来てんねんけど市内洲本市南あわじ市内からどんどん来よる段階でよどうもここ雑木の伐倒はしていただいてるんやけど、あの辺もところこう進入しやすいように道路の幅員ちゅうか当時そういう議論そのあたりはよ進入なり道路標識ゆうかもっとわかりやすいような、ま、こういうことは用地ゆうのは取得は困難な施設やけど来る人がもうちょっと安全に出来るような進入道路の拡幅等やってくれという話しとったと思うんやけど、それちょっと。

議 長 事務局。

事 務 局 長 今谷口議員からありました道路ですが市道認定しております。で、入り口ですね特に鋭角になっておって出るときは右側見難いという状態で。統合前からそういう話がありました。その中で市道でありますので市の建築課と話をさせていただいて今おっしゃった木が見え難い言う事で地権者の了解いただいて木の伐採させていただきました。それと交差点改良ということで市の方の建設課も市道でありますんで計画しておったんですが地権者との関係でちょっと買収が難しいというような経緯がありまして、ま、現在のところ以前より木を切って草も刈ってということで改善はされてると思います。なにぶん用地買収となりますと当然地権者の協力もいりますんで自治会も含めた中で今後も改善されるならば交差点改良したいというようなことで建設課

からお聞きしております。以上でございます。

7 番 議 員 わかりました。

議 長 それでは以上で本日の日程は全て終了いたしました。今定例議会に付議されました案件は全て議了いたしました。これにて洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を閉会することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議ございませんので、これにて洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を閉会いたします。閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。今期定例議会における諸案件をとどこおりなく議了いたしましたことは議員各位の慎重なるご審議の賜物であり衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。議員の皆様におかれましては何かとご多忙のこととは存じますが、この上もご自愛くださいまして当事務組合の運営にご尽力を賜らんことをお願い申し上げ閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。それでは副管理者の洲本市長竹内通弘君より閉会のご挨拶を伺うこといたします。

副 管 理 者 それでは、閉会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。まずこの議会におきまして新しく上田昌孝議長様、熊田司副議長様をご就任されました。今後ともよろしく願いをいたします。今定例会にご提案申し上げました案件につきましては条例の制定、平成28年度補正予算、平成27年度一般会計歳入歳出決算認定でございました。議員各位の慎重なるご審議をいただきまして適切妥当なご決定をいただき厚く御礼申し上げます。今後も先生方のご意見を真摯に受け止めまして、この議会運営に執行部として取り組んでまいりたいと思っております。議員各位におかれましては今後も変わらぬご支援ご鞭撻をお願い申し上げまして簡単ではございますが閉会のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 ありがとうございます。

閉 会 11時47分

以上、議会のてん末を記しその相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会 議長 _____

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会 議員 _____

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会 議員 _____